

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (二件) ……………
- …………… (生活文化スポーツ局計量検定所検査課) ……
- 建築基準法による一団地の区域……………
- …………… (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課) ……
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- …………… (環境局総務部環境政策課) ……
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- …………… (主税局課税部課税指導課) ……
- 都市計画の図書の縦覧 (二件) ……………
- …………… (都市整備局都市づくり政策部都市計画課) ……
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………
- …………… (環境局総務部環境政策課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …………… (同) ……

告示

●東京都告示第千二百三十三号
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び

特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計に限る。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年九月十二日

東京都計量検定所長 戸澤 五

- 一 検査地域 墨田区、足立区、葛飾区及び江戸川区
- 二 検査期日 令和四年十月十三日から同月二十七日まで
- 三 検査場所 特定計量器 (皮革面積計に限る。) の所在の場所

●東京都告示第千二百三十四号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年九月十二日

東京都計量検定所長 戸澤 五

- 一 検査地域 武蔵野市
- 二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和四年十月十三日から同年十一月八日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百三十五号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年九月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
福生市大字熊川字南九十五番四、同 令和四年八月十日
番十一から同番十三まで、同番十五
から同番十七まで、同番十九、同番
二十、同番二十三、同番二十五、同
番三十四、同番三十五、同番三十七
から同番三十九まで、同番四十五か
ら同番四十七まで、同番四十九から
同番五十七まで、百十番一、百二十
六番一、百三十九番二から同番六ま
で、同番十九から同番二十五まで、
同番二十七から同番三十三まで、昭
島市拜島町三丁目千五百六十七番二
及び同番三
- 二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課(青梅市河辺町六丁目四番一号)

●東京都告示第千二百三十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、都市高速鉄道第八号線豊洲く住吉間建設事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

(二) 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

都市高速鉄道第八号線豊洲く住吉間建設事業

鉄道の建設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、都市高速鉄道第八号線(有楽町線)として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から、

住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約五・二キロメートル(内、トンネル建設区間約四・八キロメートル、豊洲駅改良区間約〇・二キロメートル)の区間に都市高速鉄道を建設するものである。

四 周知地域の範囲

江東区 豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目、豊洲五丁目、枝川一丁目、枝川二丁目、枝川三丁目、塩浜二丁目、潮見二丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、千石一丁目、千石二丁目、千石三丁目、石島、千田、海辺、扇橋二丁目、扇橋三丁目、猿江二丁目及び住吉二丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、騒音・振動、土壌汚染、地盤水循環、史跡・文化財及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和四年九月十二日から同月二十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

ウ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和四年十月三日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

ent/reading_guide/index.html

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和四年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
青山石油 安東 經國 港区北青山三丁目 令和四年五月
販売株式 二番一号 三十一日
会社

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示
東京都都市計画第 令和四年六月二十二日港区告示第二百七
一種市街地再開 号
発事業

愛宕地区第一
種市街地再開
発事業

東京都都市計画第 令和四年七月八日品川区告示第三百四十

一種市街地再開 三号
発事業

小山三丁目第一地区第一種市街地再開発事業

東京都都市計画第 令和四年七月八日品川区告示第三百四十四号
一種市街地再開 四号
発事業

小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業

東京都都市計画第 令和四年六月十七日中野区告示第七十六号
一種市街地再開 号
発事業

囲町西地区第一種市街地再開発事業

東京都都市計画地区計画 令和四年六月十七日足立区告示第二百九十一号

北綾瀬駅周辺地区地区計画 令和四年七月七日狛江市告示第九十七号
調布都市計画地区計画

国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都都市計画地区計画 令和四年六月十七日中野区告示第七十六号

囲町地区地区計画

東京都都市計画高度利用地区 令和四年六月十七日中野区告示第七十六号

東京都都市計画防火地域及び準防火地域 令和四年六月十七日中野区告示第七十六号

東京都都市計画高度地区 令和四年六月十七日中野区告示第七十六号

東京都都市計画高度地区 令和四年六月十七日足立区告示第二百八十九号

東京都都市計画防火地域及び準防火地域 令和四年六月十七日足立区告示第二百九十号

東京都都市計画沿道地区計画 令和四年六月十七日足立区告示第二百九十二号

足立区環状七号線C地区沿道地区計画

府中市都市計画生産緑地地区 令和四年五月二十六日府中市告示第二百二号

東村山市都市計画地区計画 令和四年七月十五日四東村山市告示第八十一号

東村山駅西口
地区地区計画

東村山都市計画 令和四年七月十五日四東村山市告示第百
高度利用地区 八十二号

調布都市計画地 令和四年七月七日狛江市告示第百九十六
区計画 号

和泉本町四丁
目周辺地区地
区計画

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北
側)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見
を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)北青
山三丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及
び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとお
り都民の意見を聴く会を開催する。

令和四年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和四年十一月一日(火曜日)午前十時三十分開始

二 場所

港区立赤坂区民センター第一会議室

港区赤坂四丁目十八番十三号 赤坂コミュニティーぶ
らざ内

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

次のことを記載した公述申出書を令和四年九月二十六日
(月曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は東京電子
自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サー
ビス(以下「電子申請サービス」という。)により提出
すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その
他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都
の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都
民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の
氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並
びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担
当
郵便番号一六三〇一 新宿区西新宿二丁目八
番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せん
により公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ
いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす
る。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携
帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前十
時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し
ない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八) 三四〇九(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店
舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定に
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 自由が丘二丁目計画

二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目二十七番一
ほか八筆

三 設置者名 イオンモール株式会社

四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五
番地一

五 小売業を行う者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか未
定

六 新設をする日 令和五年九月一日

七 店舗面積の合計 二千四百九十三平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十九台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 二百五十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百六平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十一・七六立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時ほか

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時ほか

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗内

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで
きる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 令和四年八月九日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十九 縦覧期間 令和四年九月十二日から令和五年
一月十二日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年九月十二日から四月以内に東京都産業労働

局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和四年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 光が丘I・M・A

二 店舗所在地 練馬区光が丘五丁目一番一号

三 設置者名 株式会社新都市ライフホールデー
ングス

四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号

五 変更前の設置者の代表者名 安達 勝

六 変更後の設置者の代表者名 小林 昭次

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか六十四名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか六十七名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか十一名

十 変更前の小売業者の住所 世田谷区弦巻四丁目二十一番一号
大和田ビル二百一(株式会社アエ
ナ)

十一 変更後の小売業者の住所 世田谷区三軒茶屋二丁目二番十六
号(株式会社アエナ)

十二 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルペール・ジェイ・
デスクリー・ドウ・マレドスー
(合同会社西友)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫(株式会社西友)ほ
か

十四 変更日 令和四年五月一日ほか

十五 届出日 令和四年八月九日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

令和四年九月十二日から令和五年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

経堂コルテイ

二 店舗所在地

世田谷区経堂二丁目一番三十三号

三 設置者名

小田急電鉄株式会社

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

小田急商事株式会社ほか十四名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

小田急商事株式会社ほか十四名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

小田急商事株式会社ほか三名

八 変更前の小売業者の住所

世田谷区経堂二丁目一番三十三号(小田急商事株式会社)

九 変更後の小売業者の住所

神奈川県川崎市麻生区万福寺三丁目一番二号(小田急商事株式会社)

十 変更前の小売業者の代表者名

藤波 教信(小田急商事株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

井上 剛一(小田急商事株式会社)ほか

十二 変更日

令和四年三月一日ほか

十三 届出日

令和四年八月十二日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和四年九月十二日から令和五年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

成城学園前駅ビル

二 店舗所在地

世田谷区成城六丁目五番三十四号

三 設置者名

小田急電鉄株式会社

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

エノテカ株式会社ほか十三名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

エノテカ株式会社ほか十六名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

エノテカ株式会社ほか四名

八 変更前の小売業者の住所

世田谷区経堂二丁目一番三十三号(小田急商事株式会社)

九 変更後の小売業者の住所

神奈川県川崎市麻生区万福寺三丁目一番二号(小田急商事株式会社)

十 変更前の小売業者の代表者名

櫻井 裕之(エノテカ株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

堀 慎二(エノテカ株式会社)ほか

十二 変更日

令和四年六月三十日ほか

十三 届出日

令和四年八月十二日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和四年九月十二日から令和五年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

アクアシティお台場

二 店舗所在地

港区台場一丁目七番一号

三 設置者名

三菱地所株式会社ほか一名

四 設置者住所

千代田区大手町一丁目一番一号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

日本トイザラス株式会社ほか四十七名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

日本トイザラス株式会社ほか四十六名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社プロビジョンほか五名

八 変更前の小売業者の住所

品川区東大井二丁目一―五(株式会社プロビジョン)ほか

九 変更後の小売業者の住所

港区赤坂一丁目九番十三号(株式会社プロビジョン)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名

マシユー コリン(ギャップジャパン株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

秋山 玄(ギャップジャパン株式会社)ほか

者の代表者名	会社) ほか
十二 変更日	令和四年七月四日ほか
十三 届出日	令和四年七月二十五日
十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五 縦覧期間	令和四年九月十二日から令和五年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

